

令和7年度 児童発達支援センターひいらぎ募集案内（随時募集）

（児童発達支援事業）

児童発達支援センターひいらぎ（以下「ひいらぎ」という。）では、就学前のお子様（市内に住民登録のある方）に対する発達の支援を行っています。発達に心配や遅れのあるお子様の健やかな発達のために、2・3・4・5歳児を対象に、児童発達支援事業によるグループ療育事業を行っています。

令和7年度の通所事業募集について、お子さんに適したグループに欠員が生じた場合に、随時審査を行います。

1 募集の対象及び人数

(1) 単独療育通所事業（くじら）週4日【対象：3・4・5歳児】

募集人数	14名
通所日	週4日（月・火・木・金曜日）
時間	9：30～13：30

(2) 幼稚園・保育園との並行による通所事業

ア 単独療育通所事業（ぺんぎん）週1日

【対象：幼稚園、保育園に在籍している方（3・4・5歳児）で、園との連携に同意する方】

募集人数	7名
通所日	週1日（月曜日）
時間	9：30～13：30

イ 課題別学習通所事業（まんぼう）原則 月2日

【対象：幼稚園、保育園に在籍している方（3・4・5歳児）で、園との連携に同意する方】

募集人数	59名
通所日	原則 月2日（火・水・金曜日いずれか）
時間	（火・水）14：30～16：00／（金）9：30～11：00

※(2)の事業における通所事業種別（ア・イ）の希望をお伺いします。

(3) 親子参加通所事業（めだか）週1日【対象：2歳児】

募集人数	10名
通所日	週1日（水曜日）
時間	①9：00～10：15 もしくは②10：30～11：45

※(2)(3)の事業について、通所日・時間に関する振り分けは、ひいらぎで行います。

※各事業の詳細については、相談・説明時にお渡ししたパンフレット、各グループのしおりをご参照ください。

※各事業について、お子様の様子から年度内の利用継続等ご相談させていただくことがあります。

※(2)(3)の事業について、他事業所の児童発達支援事業との併用はできません。

2 申込み手続き及び申込み期間

(1) 申込み期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※受付は、9：00～16：30 まで（土・日・祝日を除く）です。

※令和8年度の募集につきましては、令和7年11月に募集案内を掲載します。

ご希望の方は、令和8年度申し込み期間内に改めてお申込みをお願いします。

3 審査結果の通知

お子さんに適したグループに欠員が生じたときに、審査いたします。

審査会議後、通所の可否を通知いたします。

4 通所決定後の手続き（詳細は、通所が決定したときに併せてご案内いたします。）

(1) 福祉サービス受給者証の申請

障害福祉課にてお手続きをお願いいたします。

(2) 福祉サービス受給者証の送付

手続き後、「福祉サービス受給者証」が障害福祉課より郵送されます。

(3) 利用契約

ひいらぎをご利用いただくための利用契約受付（説明含む。）を行います。

通所決定後、契約日についてお知らせいたします。

5 その他

(1) 他事業所の利用状況

「幼稚園・保育園との並行による通所事業」「親子参加通所事業」にお申込みいただいたお子さんの審査にあたり、他事業所の児童発達支援事業の利用状況を確認させていただきます。

(2) 専門医による意見書・診断書

児童発達支援事業の利用手続きの過程で、専門医による意見書、または診断書が必要になります。主治医に意見書・診断書をご依頼いただくか、もしくは、ひいらぎの療育相談（小児神経科医による専門の相談会）もご利用いただけます。

取得時期等、ご不明な点は、個別にご相談ください。

6 連絡先

西東京市児童発達支援センターひいらぎ（子ども家庭課発達支援係）

電話番号 042-422-9897

住所 西東京市住吉町六丁目15番6号

受付時間 9：00～16：30